

2018年10月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2018年10月4日に英国（ロンドン）で開催された。ASAF会議の主な内容は、次のとおり。

2018年10月 ASAF会議出席メンバー（2018年10月4日 ロンドン IASB）

（ASAFメンバー）

組織名	出席メンバー
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Huaxin Xu 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) —ニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russ Golden 他

※中国会計准则委員会及び南アフリカ財務報告基準評議会は欠席であった。

（IASB 参加者）

Hans Hoogervorst 議長（ASAFの議長）、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2018年10月 ASAF会議の議題

議題	時間	参照ページ
資本の特徴を有する金融商品	60分	3ページ
IFRS第3号「企業結合」の概念フレームワークへの参照	60分	7ページ
ニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) による企業報告に関するリサーチ結果の共有	60分	12ページ

料金規制対象活動	90 分	16 ページ
採掘活動に関するリサーチ・プロジェクトの今後の進め方	60 分	21 ページ
IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂	45 分	25 ページ
プロジェクトの近況報告と ASAF 会議の議題	30 分	30 ページ

今後の日程(予定)

2018 年 12 月 6 日及び 7 日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

II. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

3. IASB は、2018 年 6 月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「DP」という。）を公表した。DP は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の金融負債と資本性金融商品の区分について、区分の根拠が不明確であったり、区分に関する実務が多様化したりしているとの問題意識のもとで進められたリサーチ・プロジェクトの検討結果をまとめたものであり、今後、基準開発を進めるかどうかを問うものとなっている。
4. DP では、請求権が、次のいずれかを含む場合には負債に区分し、いずれも含まない場合には資本に区分することを提案している。また、DP では、利用者への情報提供を改善するために、表示や開示を拡充することも提案している。
 - (1) 清算時以外の特定時点において、経済的資源を引き渡すことを回避できない義務（時点特性）
 - (2) 支払額が企業の利用可能な経済的資源から独立している回避できない義務（金額特性）
5. 今回の ASAF 会議では、最初に、アジア・オセアニア基準設定主体グループ（AOSSG）の代表者から、AOSSG 金融商品及び負債ワーキング・グループのメンバーの予備的見解として以下が報告された。
 - (1) DP における新しい分類原則や用語は、混乱を引き起こす可能性がある。例えば、清算時における「金額特性の要件」の適用可能性や、「企業の利用可能な経済的資源」、「企業の利用可能な経済的資源と独立した金額」との用語の理解の困難さが、課題として挙げられる。
 - (2) NCI プットや外貨建株主割当発行に関する検討が不十分であり、特に後者は現行の例外的ルールが機能している中で、その例外を不要とする理由の説明がない。
 - (3) 分類原則と概念フレームワークの構成要素の定義との関係が明確でない。
 - (4) 今後各国でアウトライチを実施する予定である。
6. その後、各 ASAF メンバーより、DP の内容に関する予備的見解が報告され、それに対する質疑応答が行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

7. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 2 つの特性の組合せによる分類は複雑であり、この分類原則が利害関係者にどのような便益をもたらすか不明確である。
- (2) 提案により OCI の利用が拡大され、ノンリサイクリングとされることに懸念がある。
- (3) 包括利益合計の各資本性金融商品への帰属に便益があると思われない。
- (4) DP の提案をさらに検討するのに必要な資源は得られる便益に見合っていない可能性があり、より重要なのは、誰が資本の保有者かを識別することであって、FICE の議論もその側面から行われるべきである。

8. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 本プロジェクトを進めている理由が十分に理解されていないとのコメントがあった。この点、これまで IAS 第 32 号の分類原則について十分な基礎がないため、IFRS 解釈指針委員会等で負債か資本かの分類に係る対応が困難だったが、分類原則の根拠の明確化により、将来生じる課題への整合的な対処が可能となると考えている。
(IASB 理事)

参加者のその他の発言

9. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) AOSSG により指摘された多くの点は、EFRAG によるコメントレター案（2018 年 12 月初めまで意見募集中）でも指摘している。AOSSG と同様に、「固定対固定」を「金額特性」に置き換えることで混乱や解釈問題が新たに生じることを懸念している。
- (2) これは DP なので、使用する用語が最終的にどのような表現になるかとの観点ではなく、提案の内容が会計基準の開発と課題の解決にあたり正しい方向に向かっているのかについてコメントを期待したい。また、区分表示と OCI の利用に関して、NCI プットに特定して、これが分類の問題か、業績の問題かについて意見を求める。（IASB 理事）
- (3) 我々の法域での影響の全体像としては、金融サービス、石油・ガス・鉱業、その他の業界への影響が大きいと考えられ、時価総額の 60%、企業数の 70% に影響があると予想される。議論で話題となっているのは、外貨建株主割当発行であり、米ドルを機能通貨

としている企業があるため、例外をなくすることで大きな影響が生じる可能性がある。

- (4) 外貨建株主割当発行の分類を変更することに懸念が上がっているが、外貨建株主割当発行の取扱いは、当時、特別な例外として設けられたものであり、今回の DP は、（こうした特別な取扱いをピース ミールに設けるよりも）より簡素で基本的な原則を開発することで将来の基準設定活動を改善することを目的としている。（IASB 理事）
- (5) DP は、最残余の請求権の存在が隠れた前提となっているが、この請求権以外に資本がなく、時点特性、金額特性のいずれかに当てはまり、プラットブル金融商品の例外に該当しない場合に、その請求権を資本に分類すべきか、検討すべきである。また、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」への移行の経験を踏まえて、新たな分類原則への移行時に既存の契約すべてを再確認する状況になる可能性があることに懸念が聞かれており、企業が本来、確認すべき対象に資源を集中できるようにすべきである。
- (6) 当期純利益の一定割合の配当を支払う（利益性の）株式は、現状、資本に分類されている。また、債券でも、利益がある場合のみ利息が支払われる永久債があり、（利益性の）株式に類似する。これらが、「金額特性の要件」を踏まえてどのように分類されるかの明確化が必要である。
- (7) DP の分類原則によりどのような商品の分類を変更することになるか、それが好ましいか否かについて意見を求める。それが、IASB が気付いていない変更に気付くことになり、出発点の分類原則へのフィードバックにもなる。（IASB 理事）
- (8) IAS 第 32 号からの大きな変更点として、「金額特性」においては清算時も対象とした上で、無期限商品も負債となる可能性を設けたことがある。円卓の反応も踏まえて清算時を「金額特性」の対象外とすることは容易にできるが、清算時を対象とすることで経済的強制への課題に対応する便益がある点についても考えてもらいたい。（IASB 理事）
- (9) なぜこのプロジェクトを進めているかが、関係者に十分に理解されていないと思われる。また、このプロジェクトは、次の商品のように、関係者の抱える実務上の課題に対処していないとの意見が聞かれる。
 - (i) オプションのオプション (piggy-back option: 他の特定のオプションが行使された場合に有効となるオプション)、(ii) ステップ・アップ債、(iii) 希薄化防止条項のついた債券、である。
- (10) 我々の法域では、負債と資本の分類について、会計基準が十分に理解されていないために、多くの修正再表示が発生し、分類の特定にあたり多大なコストがかかっている。そのため、会計基準を理解可能とする努力を IASB が継続することを期待する。より理解可能性を高めるためのアプローチとして、私のように、焦点を絞った改善により分

類の根拠を明確にし、現存する多くの事例の文献を削除することがよいと考えるボードメンバーもいれば、負債と資本を区分せず、すべての請求権を同じように再測定し、一部の再測定差額を純損益外で示すのがよいと考えるボードメンバーもいる。

- (11) 我々の法域での議論の中には第3の区分を設けるとの検討もあったが、それは混乱を招くと考えている。投資家は、請求権の区分の微妙な違いを理解することはできないと考えており、むしろ、請求権の契約条件等の開示の充実が必要と考えている。
- (12) IASB が今後、検討すべき点としては偶発性 (contingency) があると考える。非デリバティブに関する経済的強制も一種の偶発性であり、その場合には支払可能性を考慮しないとされているが、デリバティブ (NCI プット) については、プット保有者の権利行使がない段階からあたかも権利行使されたかのように分類され、支払可能性が100%考慮されており、非デリバティブとデリバティブで取扱いが異なっている。
- (13) 偶発性を注記に記すとしても、他の注記に埋もれたり、利用者が気付かなかったりする可能性もあるため、財務諸表本表に何らかの情報を載せるべきである。
- (14) 偶発性に関しては、我々は、慎重な方向に（即ち、できるだけ負債に）分類を行う提案をしている。(NCI プットにおける権利行使などの) 事象の発生可能性を考慮することも考えられるが、それに伴う分類の再評価の手間や負債と資本の分類が頻繁に入れ替わることを受け入れられるかを考慮する必要がある。NCI プットについて負債を総額表示とするのは、ある日、企業に支払を求められる可能性があるからで、こうした状況は急に表れる。こうした考え方がすべてでないが、我々はその考え方に基づいている。(IASB 理事、IASB スタッフ)
- (15) 包括利益合計の帰属への懸念が何から生じるか、具体的には、デリバティブと非デリバティブで懸念は異なるかについて意見を聞きたい。(IASB 理事)

III. IFRS 第 3 号「企業結合」の概念フレームワークへの参照

議題の概要

10. IFRS 第 3 号「企業結合」は、企業結合において取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の認識原則の 1 つとして、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債は、取得時点で、「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすことを要求している（IFRS 第 3 号第 11 項）。
11. 2018 年 3 月に「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「2018 年版概念フレームワーク」という。）が公表されたことに合わせて、各基準書で 1989 年に国際会計基準委員会（IASC）が公表し 2001 年に IASB が採用した「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」及び 2010 年に IASB が公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下両者を合わせて「改訂前フレームワーク」という。）を参照していた箇所が、2018 年版概念フレームワークを参照するように更新された。
12. ただし、IFRS 第 3 号第 11 項における概念フレームワークの参照先は、注釈に修正が加えられたものの、2018 年版概念フレームワークの公表時に更新されず、改訂前フレームワークを参照している。
13. 2018 年版概念フレームワークと改訂前フレームワークでは資産及び負債の定義が異なるため、2018 年版概念フレームワークにおける資産及び負債の定義に置き換えた場合、例えば、2018 年版概念フレームワークに従って企業結合時に認識された資産又は負債について、企業結合後に他の IFRS 基準に従って会計処理することで直ちにその認識が中止され、利得又は損失が認識される可能性がある。
14. IASB は、改訂前フレームワークから 2018 年版概念フレームワークへと各基準書における参照先を変更するとしても、当該変更により各基準書の規定に重大な変更が生じることを意図していない。そのため、生じ得る意図していない結果が識別され、そのような結果を回避する方法を見出すまでは、IFRS 第 3 号第 11 項における参照先を更新しないことを決定していた。
15. IASB が既に識別している問題点として、IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」では、賦課金の支払に係る条件をすべて満たした時に負債が認識されるが、2018 年版概念フレームワークの負債の定義では、それらの条件すべてが満たされる前に負債が認識される可能性があるという点が挙げられる。
16. この問題に対応するためにアジェンダ・ペーパーでは、以下の対応方法を提案している。

- (1) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」が適用される負債について、負債の定義を満たしたとしても該当する負債を認識しないこととする追加の例外規定を IFRS 第 3 号に加える。
- (2) IFRS 第 3 号に IAS 第 37 号又は IFRIC 第 21 号が適用される負債に関する事後の認識及び測定に関する要求事項を追加し、(IAS 第 37 号又は IFRIC 第 21 号の認識要件に関わらず) 取得後も該当する負債の認識を継続する。
17. 仮にまだ認識されていない IFRS 第 3 号と他の基準の間の不整合があれば、IASB は IFRS 第 3 号について広範囲で修正を検討する。例えば、IFRS 第 3 号は特定の個別の会計基準における資産及び負債を参照することとし、特定の会計基準が存在しない場合には 2018 年版概念フレームワークを参照することが考えられる。
18. 今回の ASAF 会議での ASAF メンバーへの質問事項は以下の通りであった。
- (1) IFRS 第 3 号の 2018 年版概念フレームワークへの参照を更新しても、IFRS 第 3 号と以下の 2 つは重要な矛盾を生じさせないという IASB スタッフの見解に同意するか。
- ① IAS 第 37 号の偶発資産
- ② IFRS の他の基準で定めている経済的便益の流入又は流出の可能性が低い権利又は義務
- (2) IFRS 第 3 号の概念フレームワークへの参照を更新するべきか、いつ、どのようにするべきか。また、本資料の第 16 項及び第 17 項に示した対応方法以外に他の対応方法はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

19. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 質問事項(1)について、2018 年版概念フレームワークに参照を更新しても重要な矛盾は生じないというスタッフの分析結果には同意する。
- (2) 重要な矛盾が生じないのであれば結果は同じであり、質問事項(2)については、急いで参照を更新する必要性はないと考えられる。それよりもまず IAS 第 37 号の改訂に取り組み、それと同時に概念フレームワークへの参照を更新した方が良いと考えられる。アジェンダ・ペーパーではまず参照の更新を行い、その後に IAS 第 37 号の改訂に取り組もうとしているように見受けられるが、これらは同時に行うべきで

あると考えられる。

20. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 対応方法として提案している選択肢のうち、本資料の第 16 項(2)が最も影響が大きいと考えられる。その他の選択肢は、IAS 第 37 号が改訂されない限り負債の会計処理に変更はないからである。したがって本資料の第 16 項(2)を選択する場合には、会計基準の二段階の変更についてその必要性を議論する必要がある。特に、IASB ボード会議は IAS 第 37 号の改訂を決定しておらず、IFRS 第 3 号と IAS 第 37 号の違いは、負債を企業結合により取得するか他の方法で取得するかで常に異なる会計処理を導くことになる。IAS 第 37 号の改訂には時間が必要となるため、その間、何かしらの措置をとるべきか、IAS 第 37 号が改訂されるまでは旧概念フレームワークへの参照のままとすべきか、という論点である。(IASB スタッフ)
- (2) 我々の法域ではあまり多くの反応は見られなかつたが、仮にどれかを選択するのであれば、現時点では特にリファレンスの修正をせずに、IAS 第 37 号の改訂に取り組み、機が熟したらリファレンスの更新を行うというという方法が良いのではないか。
- (3) 我々は少し異なる考え方をしており、2 つの概念フレームワークを併存させるのは複雑で混乱を招くため、できるだけ早くこの問題を解決するべきだと考えている。その点で本資料の第 16 項(2)の選択肢を採用すれば、偶発負債と同じように対応できるのではないか。

二段階の改訂になるという懸念に関しては、どの程度段階が分かれるかということによると思うが、実際に問題になっているのは賦課金のみだと理解している。そうであれば、急いで IAS 第 37 号を改訂に着手するよりも、本資料の第 16 項(2)の対応方法の方が時間を要せずに望ましい対応だと考えている。

- (4) 我々の法域ではあまり質問に対して反応はなかつたが、個人的には概念フレームワークでの資産の定義を変えたのであれば IFRS 第 3 号における資産の定義も変わるのが当然である。もし IFRS 第 3 号の資産の定義を変えないのであれば概念フレームワークの資産の定義を再考するべきである。
- (5) 質問事項(1)について、IFRS 第 3 号の参考先を 2018 年版概念フレームワークに更新しても重要な矛盾は生じないという見解には賛成である。そのうえで、我々の法域のあるメンバーは、2018 年版概念フレームワークでは従来よりも資産及び負債の範囲が広がったと述べている。したがって既に識別されている問題以外に、資産

及び負債の定義の変更による潜在的な影響がないかどうか、すべての IFRS 基準について検討した方がよいと考えられる。

質問事項(2)については、概念フレームワークへの参照は更新すべきだという意見が聞かれている。いつ更新するべきか、という点に関してはできるだけ早く更新すべきだというメンバーもいれば、すべての IFRS 基準を同時に更新するのは困難だと考えられるため、段階を踏んで中長期的に更新することに言及したメンバーもいた。どのように更新するかについては、例えば、IFRS 基準の脚注に 2018 年版概念フレームワークへの参照を記載し、賦課金については概念フレームワークの定義を満たす負債であっても、IFRIC 第 21 号の債務発生事象が生じるまで繰り延べるということを脚注に記載するという意見が聞かれた。しかし、IASB がその方法を認められないということであれば、IFRIC 第 21 号は引当金の関連性のある情報の妨げとなっているので、廃止するべきだという意見も見られた。さらに本資料の第 16 項(1)の例外規定を設けるのが良いとするメンバーもいた。

- (6) 個人的な見解となるが、どちらかというと本資料の第 16 項(2)の方法が良いのではないかと考えている。この問題は概念フレームワークの改訂に起因しているのか IFRS 第 3 号に起因しているのかということであれば後者だと考えている。単独の偶発負債を認識する際にはこの問題は発生しないが、企業結合時の偶発負債の認識についてはのれんの認識金額にも影響を与える。したがってこれは概念フレームワークの問題ではなく、IFRS 第 3 号の問題である。
- (7) これまでの議論の中で、コストに関して 2 つの考え方があるようである。1 つは 2 種類の概念フレームワークを併存させることのコストであり、これを懸念しているメンバーは本資料の第 16 項(2)の対応方法を支持している。もう 1 つの考え方は IFRS 第 3 号の概念フレームワークへの参照の更新と IAS 第 37 号の改訂という二段階の変更にコストがかかるという考え方である。個人的には本資料の第 16 項(2)の選択肢については懸念を持っている。本来、概念フレームワークをどのように適用するかに関してあまりガイダンスはなく、実際の運用は個々の基準で行われるべきであると考えられる。しかし本資料の第 16 項(2)の方法を採用することは、2018 年版概念フレームワークのガイダンスを使って負債を保有しているかどうかを判断するということを意味することになる。また、企業結合時に偶発負債を認識するということはより多くののれんを認識することにつながると考えられるが、この点を世間に理解してもらうことは難しいことだと考えている。(IASB 理事)
- (8) 概念フレームワークと IFRS 基準はヒエラルキー上の位置付けが異なるので IFRS 基準から概念フレームワークへ参照することには慎重になる必要があると考えて

いる。したがって、概念フレームワークへの参照を更新するのではなく、IFRS 第3号の基準内で完結するようにした方が良いと考えられる。

通常の事業活動の中では認識されないような資産及び負債を企業結合時には認識することとなり、その場合には特別な会計処理が必要になる。その観点で本資料の第16項(2)は取り得る方法だと考えられる。

- (9) まず IFRS 基準の資産及び負債の定義を満たすかどうかを確認し、特定の会計基準が存在しない場合に概念フレームワークを参照するという本資料の第17項の方針に賛成である。

IV. ニュージーランド会計基準審議会（NZASB）による企業報告に関するリサーチ結果の共有

議題の概要

21. ニュージーランド（NZ）の外部報告審議会（Extended Reporting Board ; XRB¹）及び民間研究機関 McGuinness institute は共同で、NZ における拡張された外部報告（Extended External Reporting ; EER）に関する調査を実施した。
22. EER には、NZ の 1993 年会社法及び 2013 年財務報告法で要求される開示情報以外のすべての情報が含まれるとされており、企業業績、ガバナンス、ビジネスモデル、リスク、将来見通し、戦略並びに経済的影響、環境による影響、社会的影響及び文化的影響が該当し得るとされている。
23. 今回の ASAF 会議では、IASB の IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の更新プロジェクトに関連して、上述の NZ における EER について、ニュージーランド会計基準審議会（NZASB）による報告が行われた。以下は、当該報告の概要である。

（調査結果の概要）

24. 調査方法は、次のとおりとしている。
 - (1) 作成者：ニュージーランド証券取引所上場企業及び、2016 年の NZ Deloitte Top 200 選出企業の CFO へ調査票を送付した（回答数：92）。
 - (2) 利用者：投資家、業界団体、NGO 又は大学といった幅広い範囲の EER の潜在的利用者へ調査を送付すると共に、ウェブ媒体等からの回答を得た（回答数：104）。

EER の利用

25. 利用者は次の目的で EER 情報を利用していることである。
 - (1) 企業のビジネスモデルを理解するため（92%）
 - (2) 企業の戦略及び将来見通しを理解するため（92%）
 - (3) 事業運営の状況及び企業へのより広い影響について判断するため（90%）
26. 一方、今後 5 年間について、次の目的で EER 情報を利用することを期待していると回

¹ XRB は、ニュージーランドにおける Independent Crown Entity（国により設立された、政府から独立して運営される組織）である。ニュージーランド会計基準審議会（NZASB）は、XRB の下部組織であり、XRB から会計基準を開発する権限を委譲され、これを担う委員会である。

答したのは少數であるとのことである。

- (1) 投資意思決定 (33%)
- (2) 企業の事業運営及びさらに幅広い影響に関する十分な情報提供を受けた上での判断 (informed judgment) (26%)

既存 EER フレームワークの認知

27. EER 作成時に既存のフレームワークを利用しているのは 23%であり、多くの作成者は、利用可能な既存の EER フレームワークを認知していないとしている。

EER の位置づけ

28. EER の扱いを任意 (voluntary) のままにするか、より強制的 (more mandatory) なものにするかに関して、作成者及び利用者の回答は次のとおりであった。

	作成者	利用者
任意とすべき	68%	20%
“Comply or explain” の方法によるべき	20%	41%
強制すべき	13%	39%

EER 利用者の関与

29. 利用者の 71%は、EER の情報ニーズを聞くため作成者から接触を受けたことはないが、33%の利用者は、企業の「必要に応じて」接触されることを望んでいる。

EER の内容

30. 各項目について、作成者（内側の線）及び利用者（外側の線）が、開示することが非常に重要又は重要な割合は下図のとおりである。



31. 作成者、利用者共にガバナンスに関する報告を歓迎している。また、将来志向的な情報 (future oriented information) は、新たに重要な要求事項となりつつあるとしている。
32. 作成者、利用者共に、ゴール、戦略及びターゲットの報告を歓迎している。ただし、作成者が現状提供している情報よりも多くの情報を利用者は求めているとしている。

(XRB の EER プロジェクトの概要)

33. EER プロジェクトは、2018 年 8 月に XRB と NZASB のアジェンダに追加されている。
34. その目的は、次の事項を達成するような資料を開発することである。
 - (1) 十分な情報提供の上で EER に関するより良い判断ができるよう、EER 利害関係者に既存の EER フレームワークの違いについての理解を促進する。
 - (2) 年次報告に関連する EER 情報を明確化する。
 - (3) 年次報告に関連する EER 情報の報告のためのガイダンスを提供する。
35. XRB より公表される EER ガイダンスに権威を付与するため規制当局と協働する。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

36. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、EER に関する要求事項を定める権限を有していない。
 - (2) 既存の EER フレームワークの違いを識別しようとする第 1 フェーズについて関心がある。

37. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) FASB は公開企業の MD&A 開示について規定する権限がなく、米国証券取引委員会 (SEC) に権限がある。非営利企業や非公開企業については、FASB が定めることができる。しかし、広範な企業報告については政府の管轄であり、我々は関与していない。

参加者のその他の発言

38. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) カナダ会計基準審議会（AcSB）による業績報告フレームワークでの発見事項として、カナダ市場において優れた企業（Sophisticated companies）では作成者と利用者の対話が常に行われており、利用者が必要な情報を伝え、作成者が対応するというループがシステムティックに行われていた。一方、そうでない企業の利用者に聞いたところ、そのようなメカニズムは持っていないという回答だった。
- (2) 本資料の第 25 項(1)の結果によれば、利用者が求めているのは、事業戦略や事業の見通しを理解するために必要な情報である。作成者は利用者が求めるものを理解しておらず、隔たりがある。言語の壁も利用者が本当に求めるものが何だかわからなくなる原因であると考える。
- (3) 本資料の第 26 項(1)の結果によれば、今後 5 年間に EER 情報を利用すると回答した利用者が 33%しかないことについて、高頻度取引を行う投資家は、個々の企業の財務情報や EER 情報を見ずに、市場関連情報のみに着目して取引をしている。このような個々の企業の情報を利用しない投資家を調査対象に含めてしまうと、結果がミスリーディングなものになるため、これらと通常の投資家とを分けて調査することが重要である。

⇒今後、本調査か別の EER 調査をする際、財務諸表を補足する情報の境界や、基本財務諸表や年次報告書の利用者に焦点を当てた調査を行う。

- (4) 本資料の第 28 項の結果について、EER を任意か強制のいずれとすべきかで、最も割合が多かったのは、“comply or explain” だったことが興味深い。“comply or explain” は、英国ではコーポレートガバナンス報告の関係で良く知られているが、開示についてはなぜ開示しないかを開示するように提案しているように見える。どのような利用者を対象とするのかが問題だが、財務諸表の主要な利用者として定義されるのと同じ利用者に焦点を当てるべきである。
- (5) 今年、我々の法域の規制当局が MD&A の作成実務について調査を行った。調査結果では、MD&A は事業報告書全体の 2.7%の分量に過ぎず、作成者は、財務諸表に載っている情報を単純に MD&A で繰り返し記載する傾向にあることが分かった。また、作成者は MD&A の開示の要求事項は不要あるいは遵守するのが困難であることを強調した。
- (6) 本資料の第 30 項のグラフについて、作成者は社会的資本、経済的資本、人的資本には精通していないとされているが、この調査結果を基準設定主体が新たな要求事項の開発に利用するため、あえて重要でないと回答しているのではないか。（IASB 理事）

V. 料金規制対象活動

議題の概要

39. IASB は、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「料金規制 DP」という。）を公表した。
40. 料金規制 DP に対して寄せられたコメントを踏まえ、IASB は、2015 年 5 月の IASB ボード会議において、「定義された料金規制」を基礎として、料金規制対象活動に関する三者の関係（料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客）に着目しつつ、料金規制の会計上の要求事項を開発する方針を暫定決定した。
41. 2016 年 12 月の IASB ボード会議（教育セッション）において、IASB スタッフから料金規制の新会計モデルの概要が提示された。2017 年の IASB ボード会議（主として教育セッション）では、新会計モデルの各論点について詳細な検討がなされた。これらを踏まえ、2018 年 2 月及び 3 月の IASB ボード会議では、会計単位、資産及び負債の定義、対象範囲、並びに、資産及び負債の認識要件に関して暫定決定がなされた。また、2018 年 5 月及び 7 月開催の IASB ボード会議では、規制資産及び規制負債の測定に関して暫定決定がなされた。
42. 今回の ASAF 会議では、以下の事項について IASB スタッフの提案内容が説明された。
 - (1) 開示目的
 - (2) 開示の集約レベル
 - (3) 開示の要求事項

ASAF メンバーへの質問事項

43. 開示目的に関する ASAF メンバーへの質問事項は、以下のとおりである。
 - (1) ASAF メンバーは全般的な開示目的及び具体的な開示目的が適切であり、かつ、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供し、企業がどの情報を開示するか決定する際の判断に資すると考えるか。
 - (2) ASAF メンバーは、全般的な開示目的及び具体的な開示目的に加えることを検討すべき修正、並びにスタッフが含めることを検討すべきその他の具体的な開示目的を識別しているか。IASB は全般的な開示目的として以下を提案している。
44. 開示の分解レベルに関する ASAF メンバーへの質問事項は、以下のとおりである。

- (1) 規制上の収益（又は費用）の行項目を以下に分解することに同意するか。
- ① 規制資産及び規制負債の創出
 - ② 規制資産の回収及び規制負債の履行
 - ③ 会計上の見積りの変更
- (2) 開示目的を達成するために、企業が規制資産及び規制負債を集約するレベルを決定する際に判断を用いることが認められるべきと考えるか。認められないとすれば、開示の集約レベルの決定においてどのような要件を提案するか。

45. 各開示要求事項に関する ASAF メンバーへの質問事項は、以下のとおりである。

- (1) ASAF メンバーは開示要求事項が明確で、完全で、バランスが取れていると考えるか（すなわち、有用な情報を利用者に提供するとともに、過剰な開示負担をもたらすものではないと考えるか。）。
- (2) 本開示要求事項は、他の IFRS 基準の開示規定で用いられている書き方と異なり、判断の行使を強調し、規範的な言い回しとならないことを目的として記述している。ASAF メンバーは当該記述によって、この目的が達成されていると考えるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

46. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 質問事項ではないが、アジェンダー・ペーパーで今後のスケジュールに言及している箇所で、他の基準への結果的な修正を検討する旨が記載されている。これは次のコンサルテーション文書として公開草案を想定しているということか。

⇒公開草案を想定して結果的な修正にも言及しているが、他の形式の文書になる可能性も考えられ、今後その点については議論することになると思われる。（IASB スタッフ）

参加者のその他の発言

47. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) スタッフの提案を概ね支持する。ただし、提案している具体的な開示項目に従つても、規制資産や規制負債がどのようにして生じたのかを理解できる定性的な情報が不足しているように思われる点が懸念される。また、セグメントに依拠している提案

について、規制対象の事業が報告セグメントに該当するとは限らず、セグメントに依拠して開示を検討することで十分なのか疑問である。

- (2) 全般的な開示目的と具体的な開示目的についてはスタッフの提案を支持するが、全般的なリスク及び不確実性に関する開示、及び規制機関によるレビューが直近でいつ行われたかについて開示の要否を検討されたい。また、その他の包括利益（OCI）の純額の変動について利用者からは理解が困難であるという意見が聞かれており、ガイダンスを明確にする際に検討されたい。
- (3) スタッフの提案を支持しており、公開草案の公表を期待している。一点懸念があるのは、スタッフ提案は、まずすべての項目について規制に基づいた場合の財政状態計算書と IFRS の財政状態計算書の差異を補足し、そのうえで一時差異に相当する部分についてのみ調整する、としていると思われる点である。仮にそうであれば、分析が複雑になり、不安定になる可能性があると思われる。我々は、料金規制会計の目的は、財務業績を基礎として計算される調整額について処理することであり、規制に基づいた場合の財政状態計算書と IFRS の財政状態計算書を比較して調整額を処理するわけではないと考えている。

⇒現時点ではすべての種類の調整について詳細な分析ができているわけではないため、もう少し明確化のための作業が必要であると考えているが、すべての項目について規制に基づいた場合の財政状態計算書と IFRS の財政状態計算書の完全な調整を求めているわけではなく、規制上の取り決め全体として検討することを考えている。

（IASB スタッフ）

⇒財務業績計算書の調整だけでなく、業績の累積的な影響による時点差異も検討することになろうが、異なる取り扱いを設けるのではなく、これまでに合意された原則に基づいて説明されることになるだろう。（IASB 理事）

- (4) 全般的なコメントとして、見積り等の不確実性に対応するために認識及び測定に関して厳密な規定を設けているが、だからといって適切な開示をしなくとも良いというわけではない点には留意されたい。また、開示の分解における会計上の見積りについてだが、これは経営者による見積りを意味していると理解している。規制機関による見積りは企業にとっては見積りではなく事実であり、経営者による見積りと区別するべきと考えられる。
- (5) ある法域からは規制対象の事業及びその財務業績を理解する上でも有用であるため規制環境に関する情報も開示目的に含めるべきであるという意見が聞かれた。分解のレベルに関しては、複数の法域から概ね同意が得られた。また、開示要求について

ある法域からは他の会計基準（例えば IFRS 第 15 号）が求める開示要求との重複を懸念する声が聞かれた。

- (6) ハイレベルな開示目的を設定するというのは適切なアプローチだと思われる。ただし、料金規制対象活動には多く異なるものが含まれるため、規制環境だけでなく契約ごとに詳細を把握する必要があるが、将来にわたってそれらを把握し続けることは非常に複雑である。しかし、それらを一つにまとめて開示すると、異なる種類の規制を受ける金額が混在する開示になってしまい、構成を説明しなければ正確に理解しえないため、重要性がある場合は当然だが、企業が開示の分解の粒度を細かくすべき状況について定めることを検討すべきではないかと考えられる。

⇒開示の分解を求めるのは定量的開示と定性的開示のいずれを想定しているのか。
(IASB 理事)

⇒定量的な情報を想定している。集約され過ぎた情報は有用ではなく、重要な場合には分解して開示することを求めるのは有用と考えている。

- (7) IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」で求められている料金規制対象活動の内容や料金設定プロセスの内容に関する説明を求めない理由について何らかの説明が必要であり、時点差異の詳細の開示を求める前にそれらの定性的な情報についても検討する必要があると思われる。また、全般的な開示目的に関して財務業績と財政状態の双方に言及しているが、より財務業績に焦点を合わせて記載することを検討されてはどうだろうか。具体的な開示目的にも同様のことがいえる。分解のレベルについては、時点差異の性質ごとの情報がなければ誤解を招きかねない開示になると思われる。

- (8) 利用者のニーズを作成者が加味することを促すハイレベルな開示目的を設定することを歓迎するが、過剰で利用者が求めない開示となる可能性もあり、作成者が一部の開示を不要であると正当化できるかどうか注視したい。また、開示の分解において割引率の開示が求められているが、割引率に関して何らかのガイダンスは提供されるのか。

⇒企業が合理的な率を用いるべきであるという文言を用いていた。何が合理的なのかについてはガイダンスを設ける必要があると考えているが、企業の自由裁量ではなく、規制上の合意に基づいて決定されるものと考えている。(IASB スタッフ)

- (9) 一般的な環境における規制上の合意についての開示に関する意見も聞かれたが、我々はこのプロジェクトの目的は料金規制を完全に描写することとは捉えておらず、範囲を時点差異が生じるものに限定して焦点を絞る方が良いと考えている。また、調整表と分解のレベルについて、種類ごとに分解することは当然だと思ってい

た。利用者は時点差異が生じた要因を知る必要があり、時点差異が生じた期間内での区分を必要としていると考えている。そのため、我々は時点差異の創出時に何が生じたのかについての開示に焦点を当てており、将来の影響から生じる金額の時期や不確実性に着眼している。(IASB スタッフ)

- (10) どういった情報が財務諸表利用者にとって有用であり、関心を寄せられているかを考えた方法を採用したいと考えているが、開示目的と関連付けた新しい方法の開示規定を策定しているので、特に具体的な開示目的については、もう少し意図を明確に示した有用なものとできるかもしれない。(IASB Lloyd 副議長)

VI. 採掘活動に関するリサーチ・プロジェクトの今後の進め方

議題の概要

(背景)

48. 採掘活動は、鉱物、石油ガス等の天然資源を探査、評価、開発及び生産することである。このような活動は世界的に重要であり、いくつかの国では特に重要である。企業は、それぞれ異なる会計モデルを使用して、これらの活動に関連する資源と支出を報告している。その結果として生じる財務情報のばらつきは、投資家が企業の財政状態及び財務業績を理解する妨げになっている。
49. 2010年にIASBはディスカッション・ペーパー「採掘活動」（以下「2010年ディスカッション・ペーパー」という。）を公表し、発見した鉱物及び石油ガスの数量（資源及び埋蔵量）を見積り分類する方法、関連する支出と資源及び埋蔵量の会計処理方法並びに採掘活動について開示すべき情報に焦点を当てたリサーチを実施した。その結果、当該リサーチは優先順位が低いとして、作業を停止していた。
50. 2015年アジェンダ協議の結果、IASBは採掘活動に関する新たなリサーチ・プロジェクトを開始する決定を行った。

(ASAF メンバーへの質問)

51. ASAF メンバーに対して、次の事項に関する意見が求められている。
 - (1) IASB がリサーチを開始するにあたって認識しておくべきと考えられる、2010年ディスカッション・ペーパー以後における採掘活動の重要な変化
 - (2) 利用者が採掘活動の会計実務のばらつきを理解しているか、またどのように当該ばらつきに対処しているかについての見解

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

52. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 2010年ディスカッション・ペーパー以後の変化については、重要なものは認識していない。
 - (2) 採掘活動は、日本では主要な活動ではないが、IFRSを採用した企業の数社が採掘活動に従事している。これらの企業は従前米国会計基準を適用していた時には、成功成果法に基づく会計処理を行っていた。このため、日本企業の間では、比較可能性

が保たれているが、世界的に会計実務のばらつきがあることを承知している。

参加者のその他の発言

53. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 採掘活動は、現在進行中のリサーチ・プログラムの1つである。プロジェクトの最初の段階で実施している手続の概要は次のとおりである。

- 2010年ディスカッション・ペーパーに関与したオーストラリア、カナダ、ノルウェー及び南アフリカの会計基準設定主体と、2010年ディスカッション・ペーパー以後の採掘活動における重要な変更に関する最新情報の提供を求めるIASBの依頼事項を検討している。
- ASAF、IFASS及びEEGにおいて、復習するセッションを実施
- 11月にシドニーで実施するIASBの2018年リサーチ・フォーラムにおいて、採掘活動に関するレポートを要求
- IASBのエデュケーション又は討議を2019年前半に開始

プロジェクトの範囲及び解決すべき会計上の論点を決定し、当該論点を伝達することは重要であり、IASBはプロジェクト開始時に、これらを検討しなければならない。
(IASBスタッフ)

(2) 2010年からの我々の法域における重要な変更の1つは、IFRSを適用したことである。ワーキング・グループによる公式な改訂に参加する際に考えることの1つに、着手時に非常に重要であると考えて対処すべき問題を伝達し実施を選択する事項と求められる改善の範囲に関する費用対効果がある。そうは言っても、統計的に見ると、採掘産業は我々の法域の上場企業総数の約45%、株式時価総額の20%を占めている。このうち、約10%の企業が米国会計基準を適用し、約90%の企業がIFRSを適用している。

重要な変更には、IFRS基準の内容の変更がある。2010年以後、鉱物価格の著しい下落があったが、ある程度は回復しており、採掘産業に大きな影響があった。株式公開は回復し始めており、所有権型の権利を提供する条件による先行投資の資金調達等がある。IFRS第11号「共同支配の取決め」も採掘産業に影響を及ぼしているため、今後注目していく。

我々の見解では、2010年のデータをそのまま使えるわけではなく、現在の採掘産

業の実務に関連するデータを有することが重要になる。前に進むために、スタッフや会議の時間を費やす最善の方法を検討すべきである。我々が注目する他の事項は、証券監督者である。財務報告の問題に関して彼らが認識している論点は、我々が検討できるように見ておく。いくつかの開示の改訂は、大規模な会計基準の手直しよりも良い機会となるかもしれない。

- (3) 採掘産業について再度検討するには、時期尚早である。いくつかの予備的なコメントは、最初の 2010 年のパイプラインで特定された論点が今もなお存在するであろうことを示唆する。我々の法域では、小規模の採掘業者が高い割合を占めている。大規模採掘業者は、探査及び評価については、重要性が無いため問題とせず、資産化するか費用化するかは関係のないことである。しかしながら、小規模採掘業者にとっては、彼らが実施した作業に価値があることを示したいため、資産化か費用化かの二分法は非常に重要な問題の 1 つである。

(2) の発言にもあったように、IFRS 第 11 号は、特に問題のあるものと見られている。範囲の検討は非常に重要である。

利用者が二分法の異なる実務を理解しているかどうか質問されているが、我々は実際に利用者に話をしておらず、これは財務諸表作成者の見解である。大手のアナリストや仲介業者で、この領域に焦点を合わせていれば、当該差異を理解しているが、特に我々の法域では多くの零細な個人投資家は、実際の会計処理について、いかなる差異又は潜在的な差異があるかについては分かっていない。

彼らに関連する他の事項として、我々の法域では財務諸表外で既に非常に多くの開示を行っていることがある。大部分の会社は四半期報告の必要がないが、採掘産業の企業は、現金がどのように消滅するかに関する情報を四半期で提供している。我々の法域の証券取引所は、いわゆる JORC レポート²で詳細な開示を求めているが、これは 2010 年リサーチ・ペーパーで示されるものと異なるタイプの資源及び埋蔵量の報告に等しいものである。

このため、既に何らかの資料はあるが、私の強く求めるのは、これらの開示のいくつかが財務諸表で示されることである。

- (4) EFRAG では議論開始当初のみであるが、既に言及されたこと以外の事項は聞かれていません。会計実務のばらつきに関する質問に対する回答は「はい」であり、利用者はこの点を理解しているようである。しかしながら、財務諸表以外の情報が多く利用され

² オーストラリアの報告基準である Australian Code for Reporting of Mineral Resources and Ore Reserves (the JORC Code)に基づく報告と考えられる。2010 年ディスカッション・ペーパー Appendix B の B3 (a) 参照のこと。

ており、この点について、財務諸表において対処すべきかどうかが議論となり得る。

プロジェクトの範囲については、私は数年来、固定資産の試運転からの収入と定義しにくい IAS 第 16 号「有形固定資産」の潜在的な改訂について話している。欧州の機関投資家からは時々、座礁炭素資産 (stranded carbon assets) のガイダンスの要求があり、既に減損について行われたコメントに関わってくる。何らかのガイダンスは有用かも知れない。

VII. IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂

議題の概要

54. IASB は 2017 年 9 月 12 日に公開草案「会計方針及び会計上の見積り」(IAS 第 8 号の修正案) (コメント期限 : 2018 年 1 月 15 日) (以下「本公開草案」という。) を公表しており、現在公開草案に対するコメントへの検討を行っている。
55. 今回の ASAF 会議では、本公開草案に寄せられたコメントを踏まえた IASB スタッフの対応案が次のとおり示され、当該対応案に対する ASAF メンバーの見解を求められた。
- (1) 本項(2)以降に記載した方針のもとで、IAS 第 8 号の修正の最終化を進める。
 - (2) 会計上の見積りの定義について
 - (a) 次のことを明確化するために公開草案で提案した定義の見直しを行う。
 - (i) 会計上の見積りは測定の不確実性の影響を受ける財務諸表上の金額である。
 - (ii) 当該金額は会計方針の適用の際に使用される測定技法のアウトプットである。
 - (iii) 企業は適用可能な測定技法を選択して適用する際に判断又は仮定を使用する。
 - (b) 会計上の見積りを作成するために使用されるインプット及び/又は測定技法の変更による影響は会計上の見積りの変更の一部であり、その変更が新しい情報又は新しい展開から生じる場合、誤謬の訂正ではないことを明確にする。
 - (c) 見積技法及び評価技法は、企業が会計上の見積りを作成するために使用する測定技法の一例であることを明確にする。
 - (3) 会計方針の定義の修正を行わない (現行の IAS 第 8 号の定義を保持する。)。
 - (4) 棚卸資産の原価算定方法の選択の議論は取り扱わない (本公開草案の第 32B 項として追加を提案した修正を取り下げる)。
 - (5) IAS 第 8 号の設例 3 を削除する本公開草案の提案を維持し、設例の追加は行わない。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

56. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 最新の改正案の具体的な文案が提示されていないため、説明資料から理解した範囲での評価であるが、最新の改正案は公開草案の提案から大きな変更がなされており、現行の IAS 第 8 号の大幅な改善につながるものではないように感じられ、十分な対処となっているかどうか疑問を感じている。
- (2) 我々は、会計方針と会計上の見積りの区別の問題については、概念的な原則ベースでの対応は困難と考えており、個別具体的なレベルでの対応が必要だと考えている。その観点から、棚卸資産の原価算定方式の取扱いは改正案に残しておいた方が良いのではないかと考えている。また、原則ベースのアプローチも再考し、個別論点レベルで、解決すべき問題について追加的な検討を行っていくというようなアプローチでこのプロジェクトを進めて欲しいと思っている。

57. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 今後の進め方としては、IASB スタッフの提案に従って最終化を進めるのではなく、公開草案に対して非常に多くの懸念が寄せられたことを踏まえ、プロジェクトの範囲を拡大するなどして、寄せられた懸念への対応を図っていく方が良いのではないか。
- (2) 会計上の見積りの定義については、IASB スタッフの提案の内容には同意するが、関係者が定義を理解できるかどうかが重要であり、設例は追加した方が良いと考える。一方、会計方針の定義を変更しないことについては、会計方針の対象を変更することを意図していないのであれば、合理的な対応だと考える。

棚卸資産の原価算定方式については、歴史的に、原価算定方式の変更を見積りの変更として安易に変更することを抑制るべきという価値観があり、仮に変更する場合には遡及適用を求めてきたという経緯がある。概念的には、原価算定方式も技法であり、この変更は会計上の見積りの変更だという主張も考えられるかもしれない。そういう無用な議論を巻き起こさないためにも、明確な定めとして、棚卸資産の原価算定方式は会計方針だと定めた方が良かったと考える。

- (3) 棚卸資産の原価算定方式の選択に関する議論が削除されたことは残念に思う。原価算定方式は IAS 第 2 号において開示すべき会計方針とされていることから、IAS 第 8 号の改正を行わずとも取扱いは明確なようにも思われるが、現在開示に関する広範な議論が行われており、開示要求も見直しが行われる可能性があるなかで、個別の開示要求に依拠して、会計方針と会計上の見積りの区別が明確化される状況は好ましくないと考える。この問題については、必ずしも IAS 第 8 号で取り扱う必要は

無いので、IAS 第 2 号を改正して、開示要求とは別に、原価算定方式の取扱いを明確にするという対応も考えられるのではないか。

棚卸資産の論点のほか、公正価値測定についてもしばしばある変更が会計方針の変更か会計上の見積りの変更かが議論になることがある。例えば、従来レベル 1 に分類していた金融商品がレベル 2 に振り替えられ、従来見積りを要しない状況であったのに、会計上の見積りが必要になるようなケースが挙げられる。

棚卸資産及び公正価値については、しばしば会計方針と会計上の見積りの区別が問題となるため、明確化を図ることが望ましいと考えている。

参加者のその他の発言

58. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 会計方針の定義に含まれている慣行 (conventions) と実務 (practices) の意味について確認したい。広く受け入れられている慣行が実務であると理解しているが、相違ないか。そうであれば、特定の業界で広く受け入れられている慣行は会計方針とすべきであり、慣行という用語は会計方針の定義から削除すべきでないと考える。

⇒実務と慣行という用語が何を指すかは明確ではないと考え、公開草案では慣行 (conventions) とルールという用語の削除を提案した。(IASB スタッフ)

⇒関係者が、会計方針の用語に含まれている慣行 (conventions) とルールという用語をどのように理解しているかについて、我々が予想した以上に多くのフィードバックがあった。そのため、当初の公開草案の提案を変更し、現行の IAS 第 8 号の会計方針の定義は何も変更を加えないこととした。(IASB 理事)

(2) 会計上の見積りについては、会計上の見積りの変更と誤謬の区別の判断基準となる新しい情報や新しい展開について明確化を図るべきとの意見があった。また、会計上の見積りの定義において、金額のみを参照することについて懸念を示す意見も聞かれた。さらに、会計方針とは独立した明確な概念に基づき定義を作成するために、まず accounting estimation (見積りを行うという行為) を定義した上で、accounting estimation のアウトプットとして accounting estimates を定義した方が良いのではないかとの意見もあった。

会計方針の見積りについては、定義に含まれている原則、基礎、慣行、ルール、実務という用語の明確化を図った方が良いのではないかとの意見があった。

- (3) 会計方針と会計上の見積りの区別の明確化の観点から、技法の使用が会計上の見積りに該当することを明らかにしたことは有用だと考える。一方で、会計上の見積りを金額に限定する方が良いのかどうかについては、現時点では判断がつかないでいる。

会計方針と会計上の見積りの区別については、両者が重複しているように受け取られていることが一番の問題だと考えており、その重複の解決を会計方針の定義を変えずに達成することが可能かどうかは、やや疑問を持っている。しかしながら、遡及適用の対象となる会計方針の範囲を狭めることは財務諸表利用者の望む方向ではないので、会計方針の定義が狭まることのないように対応を行う方針であることは正しい選択だと考えている。

- (4) 我々の法域では、慣行とは GAAP に従っていないものの広く受け入れられているものを指している。たとえば、有形固定資産に関する支出は資産として計上しなければならないとされているが、実際には一定の金額以下のものは費用処理されるであろうし、誰もそれを問題にすることもなく、そういうものを慣行として位置づけている。

技法の使用を会計上の見積りと関連付ける点については懸念している。会計方針の変更については、変更を正当化するために非常に高い閾値を設けており、また変更を行った場合には遡及適用が必要となるが、会計上の見積りの変更はそういった要件が必要とされない。企業がある変更を会計方針の変更ではなく会計上の見積りの変更に区分するために、技法が非常に幅広いものとして解釈されてしまう恐れがあるのではないか。たとえば、棚卸資産の原価算定方式の変更は技法の変更かどうかといった疑問や、公正価値に関するマーケットベースとコストベースは技法なのかポリシーなのかといった疑問が想定され、IASB は、それらの疑問に対処する必要があると考える。

- (5) 我々は今回提案された方向での改正を支持しており、特に設例の追加には反対である。個別事例を取り扱うことは、今回の棚卸資産の例のように、新たな議論を生じさせる結果につながると考えている。原則が十分に明確であれば、設例を追加する必要はないと考える。

会計上の見積りについて、その対象を金額に限定する取扱いが妥当かどうかについては、まだ確信が持てていない。

最後に、IAS 第 8 号についてはアジェンダ決定を取り扱った別のプロジェクトが存在しており、これらを異なる二つのプロジェクトとして進めるのではなく、一つのプロジェクトに統合すべきだと考えている。

- (6) IASB スタッフから提示された最新の改正案を支持する。今回の改正の主な改善点は、IAS 第 8 号第 32A 項の追加であると考えており、この趣旨が最終案に残されることが

必要だと考えている。

- (7) 会計方針の定義を変更しないことに賛成する。定義の変更を検討することによって、かえって人々は個々の用語の意図を気にするようになるため、特に内容の変更を意図しないのであれば、定義も変更しない方が良いと考える。会計上の見積りについては、見積技法の使用が会計上の見積りに該当することの明確化を支持する。技法の変更は会計方針と会計上の見積りの区別が困難な局面の一例であり、明確化に役立つものと考える。

会計上の見積りについては、今回の改正内容の方向性は有用なものと考えるが、依然として、多くの関係者は提案内容を理解することを困難に感じているように感じる。非常に個人的な見解であるが、現在、会計上の変更を誤謬、会計方針、会計上の見積りの3区分で整理しているが、この3つ以外のその他のものとして第4のカテゴリーが存在すると思う。例えば、IAS第37号の引当金を認識するかどうかの変更（将来の流出可能性の変化による引当金の測定値の変更ではなく、認識要否の変更）が挙げられる。

VIII. プロジェクトの近況報告と ASAF 会議の議題

議題の概要

59. 本セッションでは、以下の内容について IASB スタッフから説明が行われた。
- (1) のれん及び減損のリサーチ・プロジェクトに関するアップデート（アジェンダ・ペーパー6B）
 - (2) 開示に関する取組み一的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー6A）
 - (3) 2018 年 12 月開催予定の ASAF 会議の議題（アジェンダ・ペーパー6 付録 A）

（のれん及び減損）

60. のれん及び減損のリサーチ・プロジェクトについては、これまでに実施されたリサーチの主な発見事項、及び 2018 年 7 月の IASB ボード会議において以下の 3 つの目的を追求することが暫定決定されたことが IASB スタッフより説明された。
- (1) 目的 A：より良い開示を提供する。
 - (2) 目的 B：のれんの会計処理を簡素化する（兆候のみに基づいて減損テストが要求されるかどうかを判断するアプローチ、及びのれんの償却の再導入の検討を含む。）。
 - (3) 目的 C：使用価値の計算を改善する。

61. 今回の ASAF 会議では、前項に示した事項に関する IASB スタッフの説明に対するコメントが求められた。

（的を絞った基準レベルの開示のレビュー）

62. 的を絞った基準レベルの開示のレビューについては、2018 年 7 月の ASAF 会議において以下の 2 つの点が議論された。
- (1) 開示目的及び開示要求に関する IASB のためのガイダンスの開発及びドラフト
 - (2) IASB はどの基準の開示を最初にテストすべきか
63. 前項 (1) については、2018 年 9 月の IASB ボード会議において、IASB のためのガイダンスに関して暫定決定が行われ、2 つの基準について当該ガイダンスをテストすることが確認された。また前項 (2) については、2018 年 7 月の IASB ボード会議において、IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」をテストすることが決

定された。

64. 今回の ASAF 会議では、本プロジェクトに関する進捗状況として、財務諸表利用者及び作成者に対するアウトリーチ・プログラムを計画しているとの報告が IASB スタッフからなされた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

65. ASBJ からは、特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

66. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(のれん及び減損テストのリサーチ・プロジェクトについて)

- (1) のれんの減損テストの簡素化について、より広い観点から減損テスト全体の簡素化を検討するメリットがあると考えられる。例えば、現行ののれんの減損テストでは、処分コスト控除後の公正価値及び使用価値の両方にキャッシュ・フローに基づく方法が用いられており、2つのモデルに基づく異なる仮定が何であるかを明らかにすることは、IASB が現在提案している項目よりもさらに、実務に携わる関係者の役に立つだろう。減損テストに関する論点は監査の品質の観点からも重要な要素であり、減損テストに関する会計基準も明確ではなく古いものであるため、基準設定主体として改善に取り組むべきであると考える。
- (2) のれんの償却は有用な情報をもたらさないとされているが、のれんの減損も有用な情報を提供していない。仮に、減損も償却も有用な情報を提供しないのであれば、のれんは資産ではないとは言わないとしても、のれんを資産として認識すること自体が目的適合的であるのかという疑問が生じる。金融セクターの規制当局は、資本の監督においてのれんを資産に含めることを認めていないなどの状況もあり、利用者がのれんに関する情報を使用しているのか、どのように使用しているのかを議論する必要がある。

⇒減損については、少なくとも過去の IASB の議論の中では、認識のタイミングの問題はあるが確認価値はあるとの見方を示している。のれんの帳簿価額をどのように利用しているのかは、まさに我々が利用者に問い合わせようとしている点である。どのような開示が有用であるか、のれんに関する開示はのれんの数値そのものよりも有用であるのかをより良く理解する必要がある。(IASB Lloyd 副議長)

- (3) 使用価値の計算に関しては、経験上、公正価値の計算に利用されるキャッシュ・フロ

一と使用価値の計算に利用されるキャッシュ・フローに違いは認められない。ただし、これは基準書において明確なものではなく、品質管理や適用上の観点から改善が求められる。仮に使用価値の概念を使い続けるのであれば、使用価値の計算をより堅牢なものにするための作業を行うことが考えられる。減損テストが改善される場合には、のれんの償却に関する議論は必要なくなるであろう。

- (4) IASB が追求しようとしている論点は、コスト・ベネフィットの問題であり、概念的な問題ではないと理解している。目的 C に関しては、公正価値による測定と使用価値による測定の概念的な違いを明確にすることは非常に有用であると考えている。のれんの償却に関しては、利用を望む関係者もあるため、再び議論することは避けられないと考えている。ただし、議論の結果、簡素化の目的において会計処理の大きな変更がもたらされるかどうかはわからない。
- (5) 使用価値の計算における税引前のインプットの使用は、使用価値の計算の改善よりは、使用価値の計算の簡素化に該当するものと考える。

(2018 年 12 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容について)

- (6) ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」について、2018 年 12 月の ASAF 会議で再度取り上げることはしないのか。

⇒12 月の ASAF 会議で議論する方が良いのか、ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックが終わってから議論した方が良いのかについては検討する。(IASB スタッフ)

⇒12 月の ASAF 会議で取り上げるかどうかは、ASAF メンバーが 12 月の会議でどのような議論を行いたいかにもよるだろう。(IASB Lloyd 副議長)

以 上